'19年7月31日朝日夕

最低賃金 平均901円に引き上げ

最低賃金（時給）の2019年度の引き上げ額について、厚生労働省の中央最低賃金審議会の小委員会は31日、全国の加重平均で27円引き上げるべきだとの「目安」を決めた。実現すれば加重平均は18年度の874円から901円となり、最も高い東京都（18年度は985円）は1013円、それに次ぐ神奈川県（983円）は1011円へと初めて1千円を超える。

引き上げ率は3・09%と、過去3年の約3%と同水準だった。

会合には労使の代表や大学教授が参加。物価や所得水準などをもとに都道府県をA～Dの四つのランクに分けて目安を取りまとめた。東京、神奈川など大都市部のAが28円、Bが27円、CとDが26円だった。この目安を参考に都道府県ごとの引き上げ額が決まり、秋以降に改定される。

今回、骨太の方針には与党内の声をうけて「地域間格差にも配慮」の文言が盛り込まれたが、目安通りに引き上げると、東京と鹿児島の差が18年度の224円から226円になるなど、地域格差はさらに拡大する。

'19年7月31日道新夕

最低賃金 道内861円

中央審 過去最大26円上げ

厚生労働相の諮問機関・中央最低賃金審議会の小委員会は31日、2019年度の地域別最低賃金（時給）の目安について、全国平均で27円引き上げて901円とすることを決めた。平均900円台は初めて。上げ幅は目安額を時給で示すようになった02年度以降で最大で、引き上げ率は3・09%と4年連続3%相当を維持した。北海道の上げ幅も02年度以降で最大の26円。このまま反映されれば北海道の最低賃金は現状の835円から861円となる。東京都は1013円、神奈川県は1011円で、千円を初めて超える見通し。（荒谷健一郎）

全国平均 900円超え

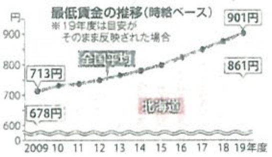

31日に厚労相に答申する。この目安を基に、各都道府県の地方審議会は8月中に議論を行い、改定額を答申。10月から新しい最低賃金が適用される。

上げ幅は全国平均、北海道ともに前年度を1円上回った。10月に予定される消費税増税による家計への影響を考慮し、全国平均千円を早期に目指すとした政府の方針に沿う形となった。一方、地方では時給800円台に満たない地域が依然として多く残り、格差是正は進まなかった。

最低賃金の上げ幅の目安は、経済状況などを参考に都道府県を4ランクに分類。最も高い東京都や神奈川県などAランクは28円、広島県や静岡県などBランクは27円、北海道や福岡県などCランクと、鹿児島県や沖縄県などのDランクはいずれも26円だった。AランクとDランクの都道府県の賃金差は、前年度の4円よりは少ないものの、2円広がった。

小委員会の会議は今年4回目。30日午後2時から非公開で始まり、労働者側、経営者側、大学教授ら公益側の各委員が議論した。労働者側は最低賃金700円台の解消や、Dランクの上げ幅を39円とすることなどを求め、経営者側は景気の先行き不安感と、中小企業の経営圧迫への懸念から上げ幅抑制を主張。隔たりは埋まらず、公益委員の妥協案を労使が受け入れ、31日午前5時近くに決着した。

'19年7月31日読売夕

時給1000円 明暗

最低賃金上げ

働き手「少し余裕に」 中小「効率化も限界」

今年度の最低賃金の引き上げ目安は3%に決まり、東京都や神奈川県では初の「1000円超え」が確実となった。都市部の働き手からは喜びの声が上がる一方、人件費が膨らむ中小企業の経営者は「会社の存続にかかわる」と危機感をあらわにする。都市部と地方との賃金格差も広がる見込みで、地方からはさらなる引き上げへの要望も強い。

＜本文記事1面＞

㊤東京都内のハローワークでは時給1000円の求人票も出ている（立川市で）㊦鹿児島市内で働く女性の給与明細。東京都とは200円以上の差がある（いずれも画像は一部修整）

■「家電買い替えたい」

「生活に少し、余裕が持てそう。働く気分も違ってくる」

東京都国立市のクリーニング店にパートで勤める女性(63)は、ほっとした表情を見せた。今の時給は東京都の最低賃金の985円。毎日8時間、週に5～6日働いても手取りは十数万円で、家賃や生活費などを差し引いた後に残ったわずかなお金も、老後のことを考えて貯金している。

31日午前4時40分まで議論が続いた国の審議会で、東京都の引き上げ額の目安は28円となった。女性の月給は約5000円増える計算で、女性は「20年以上使っている洗濯機の買い替え費用に回したい」と話した。

■店たたむ老舗

一方、中小企業の経営者からは悲鳴が上がる。

東京都内で複数の店舗を構える老舗和菓子店では、パートの約10人に店頭販売を任せている。人件費は約3年前から毎年50万円以上増え続けて経営を圧迫し、収支は約2年前から赤字に転じた。昨年には商品を値上げしたが経営状況は改善せず、今年に入って、1店舗をたたんだ。

最低賃金の引き上げは、以前は1～2%で推移していたが、この4年間は連続で3%の大幅増。同店の男性役員は「昔ながらの手作りでなければおいしさが保てない。生産性の向上や経営効率化と言われても限界がある」と話し、「ここ数年の大幅な引き上げは『昔のやり方しかできない老舗は潰れてもいい』とも受け取れる」と肩を落とす。

厚生労働省によると、賃上げをしなければ最低賃金を下回ってしまう小規模事業所の労働者の割合（影響率）は、2000年代前半には1%台にとどまっていた。だが昨年度は13・8%に上り、今年度はさらに影響が広がるとみられる。

地域格差 さらに拡大

■朝4時から副業

地域格差の問題もある。目安通りに引き上げられた場合、最低賃金額がトップとなる地域（東京都）と最も低い地域（鹿児島県）の差は226円で、10年前(162円)の1・4倍となる。

鹿児島市に住み、小売業の事務職でパート勤務する女性(65)は、最低賃金と1円しか違わない時給762円で働く。公営住宅の家賃は月2万5000円と都心に比べて割安だが、食費や光熱費で出ていくお金はほとんど変わらないうえ、公共交通機関が少ないため通勤には車が必要だ。5月に脳梗塞で倒れた夫(67)の医療費の負担もある。

事務職だけでは赤字となるため、女性は副業として毎朝午前4時から3時間、弁当店でも働いており、「寝られるのは毎日4時間ぐらい。東京並みの時給なら副業なしでも生活できると思うと、地方での暮らしがいやになる」と訴える。

労働者代表の委員を務めた連合の冨田珠代・総合労働局長は会議の終了後、「最低賃金の差は地方の働き手流出の一因にもなっており、改善するべき課題として残った」と指摘した。

企業に応じた行政の支援を

解 最低賃金の引き上げは、非正規労働者ら弱い立場の人々の生活を守るうえで重要な意味を持つ。日本の最低賃金は、国際的にみればイギリスやドイツ、フランス（現在、円換算で1200円前後）などよりも低い水準で、今後も引き上げの流れを継続する必要がある。

ただ、無理な引き上げで中小企業の倒産や雇用控えが広がれば、結局は労働者の暮らしに悪影響が及ぶ。実際、ここ2年続けて最低賃金を10%超も引き上げた韓国では、人件費の急増についていけない企業でリストラが相次ぐなどし、失業率がリーマン・ショック後に近い水準まで悪化してしまったという。

政府は6月にまとめた「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」で、「中小企業が賃上げしやすい環境整備のため、きめ細かな伴走型の支援を行っていく」と明記した。中小企業には、手作業によるものづくりなどITによる効率化が難しい分野も多い。人件費が増えたのに大企業の不当な圧力で取引価格を上げられないなどの事態が生じないよう市場を適切に監視するとともに、企業ごとの事情に耳を傾けて実効性のある支援を行うことが、国や自治体には求められている。（社会部 桑原卓志）

'19年7月31日読売夕

最低賃金 東京1000円超え

神奈川も 全国平均901円

厚労審議会

厚生労働相の諮問機関・中央最低賃金審議会の小委員会は31日未明、今年度の最低賃金（時給）の引き上げ額について、全国平均の目安を27円とすることを決めた。上昇率は4年連続で3%となる。各都道府県で目安通りに引き上げられれば、全国平均額（現在874円）は901円に、東京都と神奈川県では1000円台に初めて到達する。

＜解説と関連記事11面＞

3%上げ 4年連続

最低賃金の引き上げにより個人消費の伸びが期待される一方で、企業にとっては人件費増による経営圧迫が懸念される。また、賃金の地域格差も課題だ。

小委員会は、各地の経済状況や物価を踏まえて都道府県をA～Dの4グループに分けて目安を提示。A（東京、神奈川、大阪など6都府県）は28円、B（茨城、静岡、兵庫など11府県）は27円、C（北海道、徳島、福岡など14道県）とD（青森、愛媛、鹿児島など16県）はいずれも26円となった。

今後、都道府県ごとの最低賃金審議会が議論を重ねて具体的な引き上げ額を決める。各都道府県で目安通りに引き上げられた場合、東京都（現在985円）で1013円、神奈川県（同983円）で1011円となる。一方、現在761円と、全国で最も低い鹿児島県は、目安通りに引き上げられても787円にとどまる。最高の東京都との差は226円となる計算で、昨年度よりも2円広がる。新たな最低賃金は10月頃から適用される見通し。

政府は2016年、消費の活性化につなげるために閣議決定した「ニッポン1億総活躍プラン」で、最低賃金を毎年3%程度引き上げるという目標を設定。小委員会では16年度から昨年度まで、引き上げ幅の目安を3年連続で3%としており、今年度も3%を軸に議論された。

北海道26円上げ

現在の最低賃金が835円の北海道は、引き上げ額について26円を目安にすることとなった。8月開催する道地方最低賃金審議会で正式な最低賃金が決まる。

最低賃金の引き上げ額の目安と現在の最低賃金

目安	現在の最低賃金	都道府県
A 28円	985円	東京
	983	神奈川
	936	大阪
	898	埼玉
		愛知
	895	千葉
B 27円	882	京都
	871	兵庫
	858	静岡
	846	三重
	844	広島
	839	滋賀
	826	栃木
	822	茨城
	821	富山
		長野
	810	山梨
C 26円	835	北海道
	825	岐阜
	814	福岡
	811	奈良
	809	群馬
	807	岡山
	806	石川
	803	新潟
		福井
		和歌山
	802	山口
	798	宮城
	792	香川
	766	徳島
D 26円	772	福島
	764	島根
		愛媛
	763	山形
	762	青森
		岩手
		秋田
		鳥取
		高知
		佐賀
		長崎
		熊本
		大分
		宮崎
		沖縄
	761	鹿児島

※A～Dは地域の経済状況に基づきグループ分けしたもの

用語 **最低賃金** 労働者の生活安定のために決められる賃金の下限額で、毎年見直される。労使代表と有識者でつくる中央最低賃金審議会が都道府県をA～Dの4グループに分け、引き上げ額の目安を提示。それを受けて都道府県ごとの審議会が具体的な引き上げ額を決定する。最低賃金法で企業に支払いが義務づけられ、違反すると50万円以下の罰金刑が科される。

最低賃金額と引き上げ額
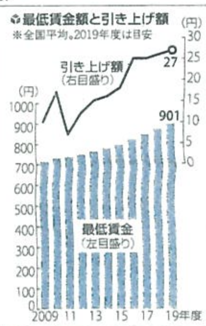
※全国平均。2019年度は目安